

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成20年 8月8日(金) 午後6時30分~午後8時30分
3. 開 催 場 所	松阪市産業振興センター2階
4. 出席者氏名	(委 員) 朴恵淑、 富田靖男、市川雄二、小野要吉 葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、長谷川靖 武藤廣、宮岡邦任、樋口和司、森勝之 矢尾板俊平( 会長 副会長) (事務局) 三田環境課長、村田環境保全係長、杉田
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2名
7. 担 当	松阪市環境部環境課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙の通り

日時：平成 20 年度 8 月 8 日（金） 18 時 30 分～20 時 30 分

場所：松阪市産業振興センター 2 階

- 概要： 1．開会  
2．議事（松阪飯南ウインドファームについて）  
・事業概要について  
・環境影響評価方法書について  
3．その他  
4．閉会

出席者 17 名（傍聴者 2 名）

委員 14 名

市川雄二、小野要吉、葛山博次、小山利郎、辻宣夫、富田靖男、西川博明、朴恵淑  
長谷川靖、武藤廣、宮岡邦任、樋口和司、森勝之、矢尾板俊平

事務局 3 名

三田環境課長、村田環境保全係長、杉田

業者：クリーンエナジーファクトリー株式会社（以下、CEF とする。）

#### 審議内容

CEF より事業概要、環境影響評価方法書について資料説明がなされる。

委員：NEDO の環境影響評価マニュアルについてたびたび話があったが、そのマニュアルが対象としている自然物は限定されているのか。

CEF：限定されている。

委員：植物についてはどうか。

CEF：植生等についての記載はあるが、生態系やそれ以上のことは記載されていない。

委員：基本的なところからお願いであるが、本件の開発面積は 19.5 ヘクタールであり、20 ヘクタール未満とはいえ県のアセスにかからない微妙な面積である。先ほどの説明でマニュアルに沿った自主アセスを強調されたが、三重の貴重な自然からすると 19.5 ヘクタールでも 20 ヘクタールでも変わらない。おそらく、19.5 ヘクタールで抑えられると思うが、仮におさえられたとしても、県民の 1 人として言うなら本格アセスをするつもりで取り組んでほしい。

生物多様性の問題は環境問題の中で非常に大きい。地球温暖化対策の為に風力発電事業を実施することは同時にそれだけ自然が破壊されるということである。自然に配慮するのであれば本格アセスに取り組むつもりで方法書を整理してほしいと思う。

例えば、先ほど方法書について説明があったように、マニュアルに従ったとのことな

ので資料の中には記載がされていないが、三重県はレッドデータブックの中にコケ類、キノコ類を加えている。これらは三重県にとっては貴重な種である。マニュアルにないので調査対象にもなっていない、資料としてもあげられていないが、ぜひこれらの調査も検討してほしい。

もう一点であるが、調査対象範囲が示されていない。例えば、調査範囲は 19.5 ヘクタール内なのか、あるいはその敷地から何百メートルは調査する等の記載がない。これらについて回答願いたい。

CEF：調査対象範囲については項目ごとに違う。鳥類については対象事業実施区域周辺として。また、方法書に数字の記載はないが、植物、爬虫類等移動の少ないものについては 100 から 200 メートル程度を考えている。

委員：地図上でもいいので数字は示してほしい。それと、基本的な姿勢については。

CEF：19.5 というのはざっとした測量で出した数字であり、我々も開発面積は少ないほうがよいと思っている。そのため、本来ならアールを切って運ばなければならないところを立てて運べるような独自の運搬車を利用して改変面積を少しでも抑えられるように考えている。ただ、今後もっと話を煮詰めていって少しでも面積を減らしていきたい。また、基本的な姿勢について、協議の中で調査していく必要が出てきたものについてはやっていく次第である。

委員：言いたいのは、貴重な地域であるので仮に 20 に満たない面積であっても本格アセスをするつもりで自然調査をしてほしいということであるが。

CEF：方法書を見ていただければ分かるが、ある程度調査内容はコケ類等を除けば網羅されていると考えている。逆に、風力発電の事業特性を踏まえて鳥類の調査を集中的にしている。したがって、自主アセスだからといって調査内容を削ったりはしていない。ただ、項目についてはある程度マニュアルで決められているので、その項目についてはきっちりクリアしていく必要があると考えている。それと、工事中の調査についてはマニュアルから除外されているので方法書には記載していない。ただ、方法書というのはこういった方法で調査をする旨を示し意見を伺うものである、今回の議論を受け、項目について検討していく次第である。基本的な考え方としては、事業特性を踏まえた調査についてはしっかりやっていきたい。

委員：工事中についてはマニュアルに書かれていないから除外とのことだが。

CEF：書かれていないのではなく除外というのではなく、工事中は除外と書かれている。

委員：マニュアルに準じて調査するとのことであるが、それだけでは不十分だと思われる。工事中の自然調査についてもやっていただきたいと思う。

CEF：基本的には全体的な自然環境の状態はおさえるつもりである。その上で予測を外すか否か、要するに工事中の騒音等を外すか外さないかという話であって、工事中の調査は除外されているから現地調査の精度を落とすという考えはない。したがって、調査精度についてはある程度確保していく。

委員：それは方法書には示されていない。例えば、工事中にこれはやる、これはやらないといったことについては示されていない。

CEF：方法書として提出しているのでこういった意見は伺う。そしてその意見を事業者がどう

捉えるのかということは評価書案、要するに準備書にどう反映したかを示していく。したがって、新たに方法書を提出し直すということは手続き上ないと考えている。

委員：そのあたりのことで引かかることがあるが、方法書というのは本来、審議して意見を申し上げるものである。方法書の書き直しはしないとのことであるが、例えば今ここで意見を申しあげたことについてここへ書き、現在調査をしている段階であるが、足りない部分を追加していくことはしないのか。

CEF：それについては最後の準備書段階で先生方の意見がこうであり、事業者の見解としてそれを参考にし、こういう調査をしたということを示していくつもりである。したがって、方法書に書かれている以外の調査をしないというわけではないが、方法書の再提出ということはない。

委員：それならば、本来方法書の中に記載してほしかった内容が記載されていなかった場合にはどうなるのか。意見を聞いてもらえたか否かはどこで判断するのか。

CEF：通常の手続きでいくとその判断は最後まで出てこない。しかし、こういう審議の場を与えられており、議論はしているので先生方に納得していただいてその結果を出せばよいと思っている。この場で議論し、補足をするのか否か、しないのであればどういう理由でやらないのかといった事業者側の考え方を次回審議会ですべて示していく。最終結果については評価書の中で記載させていただくつもりである。

委員：コケ類、キノコ類についてはどうなるのか。

CEF：蘚苔類の同定が難しい等の事情もあるが検討させていただく。次回、改めて回答させていただきたい。

委員：19.5ヘクタールという数字が出ているが、その具体的な根拠について示していただきたい。風車の取り付け道路や送電線の地下埋設部分等の面積が全て入っているのか、それらの具体的な数字についての提案は本来方法書の中に示されてなくてはならない。

CEF：コンタの入った航空測量の図面によってきちんとした数字は出ている。

委員：方法書縦覧の際にきちんとした根拠が示されていないと住民は納得いかないと思うが。

CEF：これからの自然調査結果によっては保全していかななくてはならない場所が出てくると考えている。そうなれば当然風車の配置も考え直さなくてはならない。今は風車を建てられる可能性のある地域を対象事業実施区域としている。したがって、方法書段階ではまだ配置が決められない。ただ、評価書段階ではきちんとしたものを示していきたいと思う。

委員：少なくともこの審議会の中では納得のいく資料を出していただきたい。

CEF：今回は付けていないが、計算したものがデータとしてあるので提供できる。一般に縦覧している方法書であったため詳細は示していない。また、自然環境の調査結果によっては道路や位置を考え直す必要があるので方法書には示さなかった。

委員：伊勢北街道からの搬入路について、そのまま使用できるのか。

CEF：詳しい最終的な現地調査はまだである。ただし、自分たちで調査してきた中では通れるという見解である。

委員：伊勢本街道から尾根へあがっていく際は。

CEF：中勢森林組合が管理している林道があり、口頭ではあるが了解を得ている。

委員：林道は標高の限界があるので山頂まで延長しなくてはならないのでは。

CEF：津市が管理している林道は下の方だけであるが、すでに作業道はほぼ頂上付近まで通っている。現地で確認したが部分的に勾配がきつい所はあるものの、そのあたりを修繕すればそのまま使用できるという見解である。したがって、取り付け搬入路はほぼ確保しており、既存のものを使用することで口頭ではあるが了解を得ている。地元説明会でもこのルートを使わせていただくという旨の話をしていく。

19.5 ヘクタールの根拠について、本来なら盛土法面の勾配率が 1 割 8 分から 2 割程度あるが、それだと環境を壊してしまう可能性があるので、道路または風車の位置部分についてはジオスタイル工法にて盛土補強をし、間伐材を利用した法面を作って環境破壊の面積を減らしたい。これについては実測していかないと具体的に分からないことであり、今はあくまで航空写真に基づいて図面を描かせていただいている。それによって計算すると約 19 ヘクタールである。あと残りの 0.5 ヘクタールについては地元の要望があるので、図面には描いていないが一部分土捨場を兼ねた展望台を考えている。また、今後充分精査して開発面積を 1 ヘクタールでも減らしたいとは思っている。これは横断面を描いていたら明確になってきたことであるが、あくまで実測していく段階にならないと正確な数字にならないため、その段階で正確な面積を出したいと考えている。現時点では最大で 19.5 ヘクタールだと認識している。

委員：工事中の配慮事項についても触れられていない。例えば、騒音、振動、土壌、工事中の濁水といった問題についてであるが、これらにも触れるべきではないか。

CEF：わかりました。

委員：先ほどの説明にあったマニュアルにはないとのことであったが、濁水の影響もあるため水生生物についても調査項目に入れるべきである。例えば、中村川水系にはネコギギが生息しているし、大石の水系では過去には県指定天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオの生息も確認されている。したがって、マニュアルになくとも水生生物の調査は必要ではないかと思う。

委員：事業者は自主アセスということで NEDO のマニュアルに準じた影響評価をしている。一方、松阪市環境保全審議会は松阪市の条例に基づいて行われている。したがって自主アセスとは少しぶれたところがあるので、このあたりの認識を改めてきちんとしたい。松阪市の条例が求めているものは土地の形状変更、つまり山林や河川の形状変更については影響はどうかということである。

また、ここには水道水源への影響のことが抜けている。当然、審議会として水道水源への影響があるかないかということは重要なテーマである。自主アセスとは別でも結構であるが、少なくとも審議会の資料としては水道水源へのどのような影響があるのかということについてしっかり示してほしい。水道水源についてはこの中に入れてもよいし別でもよい。市の条例第 2 条の第 1 項、土地の改変でどのような影響があるかについてはマニュアルとは一緒でも別でもよいので調査してほしい。

委員：地球温暖化の防止という点からも風力発電のための開発はやむを得ない面がある。しかし、環境面の配慮、特に生態系の保護についてはしっかり考えるべきだと思う。こういった場所には必ずクマタカが生息している。環境に充分配慮していかないと反対意見は出る。マニュアルだけにこだわらずに進めていってほしい。

委員：これは希望であるが、調査範囲は我々にとって非常に重要である。例えば、植物でもそうだが、鳥類がどこで観察され、それが結果として出たならば、今までに地元の専門家が調査してきた地点が果たして踏まえているかどうかということも知りたい。

CEF：今日、配布はできないが用意はしてきている。現地調査をして…。

委員：もう調査に入っているのでは。

CEF：まだ選定しているだけであって調査には入っていない。夏の調査があるので今日の審議会で示したうえでそろそろ調査に入っていきたいとは思っていた。

委員：調査日や確認地点の分かる図をこの審議会では配布していただきたい。

また、マニュアルにはないが工事中の動植物、生態系への影響も見えていただきたく思う。

委員：搬入道路であるが、記憶が正しければ美杉の林道は狭いので拡張しなければならないと思う。おそらく搬入路としては 5 メートルくらい必要だと思うが、地点の最終から頂上まで 1 キロほど出来ていなかったように思う。そのあたりが確実なものなのか説明がなかったののでしていただきたい。

それともう一点、飯南町は 4 区あり、我々の地域は一番奥にある。我々の地域では白猪山の一角を公園化するという噂が広がっている。公園化されるということはその面積も 19.5 の中に入っているのか、あるいは別な行為でされるのか、また公園化ということが単なる噂であるのか事実であるのか、地元から聞かれているので回答いただきたい。

CEF：風車を建てる長い期間地元と共存ということになる。したがって地元と協議し、地元が一番メリットがあるようにしたいと考えている。環境もそうであるが、地元喜んでいただけるような風車サイトを建設したい。その中で、埋めた所に展望台のようなものが出来たら良いという要望もある。それはこれからの協議の話であって、本格的に決まった話ではない。しかし、地元でこういうのを作って白猪山をアピールしたいという要望があれば協力したいと考えている。現段階では話としては出ているが、詳細な設計もまだ決まっていないのでこれから地元と協議していきたい。

会長：質問の主旨はもし何らかの公園の工事が始まるのであれば、その面積は 19.5 の中に含まれているのかということであるが。

CEF：入っている。先ほど申し上げたように、0.5 ヘクタールをそれに充てたいと考えている。

委員：それであるならば、地元への貢献に努力していただくという点では感謝したいと思う。ただし、先ほど申し上げたように我々の地域は 4 つの区に分かれている。例えば、その地域に貢献していただくのであればこちらの要望もあるので、こちらが要望した場合にはこちらの要望も飲んでいただけるかどうか。

CEF：全体としてどこなのかということはまだ決めていない。

委員：そういう話が出来ているのであれば、こちらの要望を聞いていただけるのかを聞いている。うちの地域で部会を開いているが、下の地域から様々な噂が飛んでくる。他の地域はそういった恩恵があるのにうちの地域ではそういった恩恵がないのかという話も出てくる。

要するに、その要望を聞いたのであればこちらにも要望があるため、それを聞いていただけるのか、もしそうしていただけるのであれば開発面積が 19.5 でおさまらないことも出てくるのではないかと。

CEF：あくまで全体として 0.5 ヘクタールくらいを想定している。この地区の要望を聞いたから他の地区はやらないということではなく、4 地区、大石地区も入れると 5 地区あるのでその地区内の自治会長と話をし、いわゆる全体でひとつの形をつくっていきたいと考えている。

委員：それなら 19.5 ではおさまらないのでは、と質問しているのだが。

CEF：あくまで 0.5 程度を想定している。それを超える内容についてはお断りせざるを得ないこともある。

委員：それならこちらの地域は出来ないことも出てくる。それでは平等性に欠けると思われるが。

CEF：それを地元で協議して 1 本にさせていただきたいと思う。A 地区にして B 地区にしないというような不公平感が出ないように、今後地元の中で協議し、0.5 の範囲内で調整していきたく思う。超えてしまう内容については、要望を聞くことにも限度があるということで地元にも説明させていただく。

委員：そうすると、例えばだが、A 地区、B 地区と C 地区の要望があるとして、A と B については調整できたが C 地区についてはどうしてもできないという場合もあると思う。業者にとって良いことはできるが、どちらかというとお金のかかりそうなことはできないとなると地元より苦情がくるのは必至である。苦情を受けるのも我々である。そういった場合の対処方法も、今後のことだとは思いますが検討してほしい。とりあえず、噂で広がっていたことに関しては事実ということによいのか。

CEF：説明会の中で、地元貢献については今後協議させていただくと説明している。

委員：搬入路として津管内を利用されるようであるが、津市管内の環境保全審議会はしなくてよいのか。

CEF：先般、津市役所に相談に出向いた。その際、白山、美杉地区の議員にまだ決定ではないが将来使用する可能性があるのをお願いさせていただいた。

委員：津には環境保全審議会にかけなくてはならないという条例はあるのか。

事務局：松阪市にはこのような条例があるが、津市は行政管轄外であるのでそこまで把握はしきれていない。

委員：地元でそういった話もあがっているので津市の状況を調べておいてほしい。

事務局：わかりました。

委員：開発にあたって阪内川流域の地元説明会をどのようにしているか。国有林があるから説明はしなくてもよいということを聞いているが。

CEF：開発計画は全て飯南側であり、工事についても山頂より下となるので阪内川に工事中の濁水が流ることがない。国有林もそのままにしておく。

委員：それならば風力発電の風車は全て尾根筋より下ということである。雨水が全て流れこんでしまうのでは。開拓されれば多少雨水の流れこみが早くなると思うが、そのあたりの調査はどうするのか。

CEF：雨水が出てくるのが早いということになると、開発による影響ということになるので県や自治体から条例に基づいた指導を受けて当然対応させていただく。尾根より阪内側については今のところ工事予定はないので、雨が降って今まで以上の濁水が流れ込むこと

はないと思っている。

委員：尾根筋より下に建設されるのであれば、松阪市の棚田の景観を損ねる恐れがある。

事務局：景観条例があるので建設部で審議になると思う。

委員：風車間の取り付け道路は尾根を工事しないとのことなので、飯南側に配置するという  
ことでよいのか。

CEF：尾根より下に道路を配置する。

委員：その道路の幅は何メートル幅か。

CEF：5メートル幅である。

委員：先ほども話にあったが、尾根近くまで1キロほど道が通ってないのではないかということ  
であった。もしそうであるならば、その1キロ分も開発面積に入れなければならない。  
したがって、風車の占める面積、風車間の道路、取り付け道の開発面積、送電線の地下  
埋設部等も含めて、根拠に基づいた面積を次回示してほしい。

また、自然調査について、方法書の中で定点調査地点や調査ルート等が示されていな  
い。我々が納得できる資料を示し、検討した上で調査に入ってほしい。まだ調査に入っ  
ていなく、このスケジュールではこれから調査に入って平成21年5月には調査を完了し  
たいとのことであるが、5月から8月にかけて調査が欠けてしまうが。

CEF：夏の調査はこの8月から入る。春は4月くらいを予定している。

委員：それだと、5月から7月の3ヶ月が抜けてしまう。

CEF：基本的に四季の調査であるので毎月調査をするわけではない。一般的に春は3月から5  
月であるので4月に実施する。

委員：四季としては揃うが、例えば鳥類やコウモリ類の繁殖期は5月から7月くらいが多いの  
では。

CEF：春の渡りは4月から5月くらいを考えているし、猛禽類調査については毎月実施してい  
くので、ある程度おさえられると思う。

委員：輸送経路が津市側を通っているという話が出たが、道路側は津市の水道水源の地域指定  
がかかっているのでそれに応じた手続きが必要と思われる。また、工事車両が通るので  
騒音に対しても何らかの審議が必要だと思う。

方法書2-4について、対象事業実施区域とあるが境界ギリギリまで線が引かれている  
が、輸送経路が津市側からまわっていて工事が必要なのであれば、自然環境調査は外せ  
ないのであるから、せっかくなら西の方に区域を延ばしてそれなりの広範囲な調査を実  
施すればよいと思うが。

CEF：対象事業実施区域の考え方は、これより外で事業はしないということであり、調査範囲  
を示しているものではないので、風車は隣のまちには入らないが調査自体は連続性があ  
る。したがって、対象事業実施区域というものは津市側にはかからない。

委員：すると、取り付け道路は対象事業ではない、つまり19.5の中には含まれないというこ  
とか。

CEF：そうです。

委員：それは開発全体としてみた時におかしいと思う。輸送道路の開発は付帯的な行為として  
行われるわけであり、それによって地域の地形が変わるのであれば矛盾を感じるが。



CEF：基本的には新しく道路をつくるわけではなく、既存道路を拡幅して使う予定である。

委員：しかし、拡幅と言っても頂上側 1 キロについては開発するのでは。にもかかわらずその地域を調査しないのはおかしいと思うが。

委員：19.5 がどの範囲までをいうのかをはっきり示していただかないと審議が進まない。

委員：当然、地中送電線を掘ったりするので次回までにそのルートを示してほしい。また、付帯的な行為として開発するわけなので、当然その範囲も含めて環境調査を行わなければならないと思う。

委員：まず 1 点目として、NEDO のマニュアルをもとに方法書を作成されたとのことだが、その際に NEDO のマニュアルの使い方に関して問い合わせはしたのか。

CEF：していない。

委員：ひとつ気になったのが、NEDO がこのマニュアルをどういう主旨で作成したのかを確認したかった。つまり、最低限これだけは抑えるべきものとしてマニュアルを作ったのか、これが最高レベルでありこれだけやっておけば大丈夫という主旨で作成されたのか、どちらの主旨に基づいて作られたかによって評価方法書の作り方が全く変わってくるように思う。

2 点目として、この NEDO 作成のマニュアルは一般的なものであり、地域特性や様々な事業特性については反映されていないのではないかと。したがって、それらについては事業者が追加していくような主旨の可能性もあるので確認が必要。やはり自主アセスで NEDO のマニュアルに従っていくのであれば、もともとのマニュアルの主旨を知っておくべきだと思う。

また、評価方法書についてであるが、評価手法についてもその中で述べていかななくてはならない。例えば、方法書の表 4 - 2 で「事業の実施に伴って発生する重要な種及び注目すべき生息地への影響が...見解を明らかにすることにより評価する」とあるが、その見解をどう評価するのかが分からない。例えば大学の試験では点数があり、59 点以下は不可というような一定の基準が存在する。何を以て例えば適正、不適正と評価するのか、そのような評価手法、評価基準を書いておく必要があるのではないかと。

もう 1 点、すでにもうひとつの事業が公開になっているが、同じ地域に 2 つの開発計画が出ている。個々の事業だと 20 ヘクタール以下であるが、合わせると 20 ヘクタールを越えてしまうと思う。それぞれに評価方法書を出してもらっているが、地域としてはひとつであるので、その接点というか相互の詰めをどうしていくのか考えるべきではないだろうか。

会長：事業者側と市のスタンスを両方確認しなくてはならない。まず、NEDO のマニュアル、それから松阪市の条例に基づいた部分について、何か答えられることがあれば回答願いたい。

CEF：松阪市で計画している今の場所は非常に風が強く、日本の中でも上位にある。風車の建設位置については尾根のむこう側とこちら側という感じで異なっているものの、たまたまお互い知らない状態で 2 社がそれぞれ独自に風況精査し、同じ場所で開発する計画をしていた。エネルギー庁に申請する際にはおそらくどちらか一方が採択されるわけであり、2 つ工事が始まることは考えられない。

また、業者側としては面積のアセスについて、他の計画と合算していくつかという先ほどの話は我々もどうなるのかよく分からない。

事務局：それは 1 事業者だけの話ではなく、市、あるいは県レベルでの話である。県に 2 事業者が同じ場所で広大な面積の開発を計画している旨を伝えてあるが、そういった場合でも特にアセスが必要とは言っていなかった。再度、合算したら 20 を超える事例についてアセスが必要かどうか県に確認をする。

委員：もしかすると、条例や法律で対応できない可能性がある。例えば、条例は 20 ヘクタールを境界にしているが、本件のような 2 事業者が出てくる事例をもともと想定していない可能性がある。本件は合わせて 40 近くにもなるかなり広範囲であり、どう対応するのかについては県と協議していただくことになるのかと思う。

委員：ささいなことであるが、方法書 3 - 57 の井尻遺跡とあるがこれの所在地は多気郡多気町波多瀬とあるがこれが飯南町粥見の間違ひではないか。また、方法書 3 - 58 の北沖遺跡の所在地が横野になっているがおそらく下仁柿ではないか。一度確認していただきたい。

委員：鳥の繁殖時期について注意してほしい。また、取り付け道路がアセスの対象になるかどうかは分からないが、改変するのであればその周辺の調査が必要。特に、鳥類の繁殖時期については慎重に調査してほしい。

CEF：先ほどのマニュアルの主旨を確認したかどうかについてであるが、マニュアルが出ているので、我々の方から官庁の環境影響評価担当にどういう主旨で作成したのかあるいは条例について県に対してどういう主旨で作成したのか問い合わせをすることはしない。基本的にはマニュアルにあることは確実におさえなくてはならないところとし、今回マニュアルの中でも選択の余地があるところについては選択しながらやっていきたい。ただ、審議会の中で意見をいただいたことは意見として検討していきたい。マニュアルの主旨としては聞いていないが、確実におさえるべきところは書かれているものと理解している。

また、見解の話であるが、ここはマニュアルで最も難しいところである。通常、条例や法アセスについては審査会が開かれてこちらの評価の妥当性が評価される。マニュアルでは自主アセスといいながらもかなり手続きが書かれているものの、最後にこうしなさいということは書かれていない。通常、この中にも書かれているが有識者の意見を聞いてして妥当性を確認することとなっている。したがって、大変申し訳ないが妥当性の確認ということでこの場の意見を聞かせていただきたいと考えている。

委員：それならば、評価に関しては審議会でも妥当性を審議する旨を文書にしておいたほうが、透明性が深まるのではないか。

CEF：こうして審議会を開いていただいている、市の手続き上の問題もあるので、方法書に対してはこういう意見をいただき、回答もさせていただく中で説明させていただきたい。

委員：方法書の 3 - 23 の重要な種の中でチョウセンイタチがあげられているが、これは外来種なので間違いではないか。

CEF：確認して修正する。

委員：文献資料について、リストの中に確認地域の項目があるが、この中で一部「対象区域」という言葉が使われている。この対象区域とはどこを指しているのか。

CEF：方法書の 3 - 1 の 2 行目にも記載したが、図 2 - 1 ( 2 ) に示した範囲を対象区域としている。

委員：それを文献でひろわれたということか。

CEF：はい。そこに入るものとして文献からひろい、リストアップした。

委員：リストの中に出典という項目があり、その文献に載っている種については文献番号が書かれている。その番号が全て揃っていない。ひとつ出ていたら残りは省いてあるのか。例えば、マツバランには出典 3 とあるがこれは 3 の文献にしか載っていないということか。

CEF：場所が確定できる文献についてのみあげさせていただいた。

委員：方法書 3 - 73 の自然関係法令等のところで対象区域と対象事業実施区域とあるがこの違いは。

CEF：対象区域というのは先ほど説明させていただいた現在資料調査している区域であり、対象事業実施区域とは利害がともなう範囲である。

委員：細かいことだが、方法書 2 - 7 の廃棄物に関する事項の中で産業廃棄物処理業者に処理委託とある。この中の主要資材、機械搬入時の梱包材料等は紙、ダンボール類であれば一般廃棄物である。また、残材についてはチップにして法面基礎材として利用するとあり、チップのために移動式の破砕機の使用等もあると思うが、三重県の指導指針にもあるので具体的な話が決めれば相談にきてほしい。

会長：本日は大変重要な審議会であると思っている。事業概要や方法書が提出され、それに基づいて審議し、非常に重要な指摘があったかと思う。委員の方については方法書からの審議がスタートということになる。一番肝心な調査範囲について一応区切りはあるものの、それに関連している搬入路や改変する道路の問題、影響が及ぼす範囲をどこまで考えるのかといった部分に関しては今回出された資料に関しては不十分であると判断している。次回までに今日の議論に基づいたかなり詳しい範囲を示していただきたい。なおかつ、この範囲がどれくらいの面積にあたるのか、19.5 の根拠はどうなっているのかは今の方法書では分からない。したがって、これらについては次回示していただくことになるのかと思う。

もう 1 点、面積が 20 ヘクタール以下ということで県のアセスにはかからない事例ということで、松阪市の環境基本条例に基づいて審議することになっている。我々の立場からみると、NEDO のマニュアルに基づいてそこまでやるのであればこの審議会に付ける必要はない。そうではなく、この地域において開発行為が行われるわけである。よって事業者には環境に配慮して新しいエネルギーを生むということとは逆に、この地域に自然環境に何らかの影響が出るということであればそれを必要最小限におさえていくという義務と責任がある。そういう意味では松阪市の環境基本条例に基づいたものとして我々はこの場で審議するのである。本来この地域にあった動植物の問題や水の問題等をどう考えるのかについてはシビアな意見も出たし、調べなくてはならないことについては調べなくてはならないこととして意見が出た。次回までに、それらの貴重な指摘を踏まえた新たな対応をしていただきたい。

また、搬入路の問題もあるが松阪市だけでなく津市との兼ね合いもある。これをどう

クリアしていくか。市域を超えて影響が出てくるという判断になるのであれば、その調整については事業者だけではなく事務局も松阪市としての責任がある。これについても次回までに何らかの報告をしていただきたく思う。

最後に、たまたま同じ場所で 2 つの事業者から案が出た。万が一、20 ヘクタールを超えた場合にはどういう形で県との調整をしていくのかについては事務局で話を進めていきたい。

どれをとっても結果的には環境に配慮したエネルギーを生むということであるので、審議会としても前向きに審議していきたいということに変わりはない。ただ、必要な事項については考えなくてはならないので、現在の方法書だけでは次には進めない。次に進めるためには、今日指摘のあったことにはきちんとした回答をお願いしたい。

以上